

ベトナムからのバイヤー招聘商談会・現地商談会 道産品販売売場設置・レストランフェア

参加企業募集のご案内

北海道と札幌市は、ASEAN諸国への道産品の販路拡大に向けて、連携してより効果的に支援を行うため、北海道・札幌市海外拠点連携協議会(以下「協議会」という。)を設置し、「ASEANマーケット開拓プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)を実施しています。本プロジェクトの一環として、ベトナムの現地バイヤー(百貨店、飲食店、卸売業者、商社など)を道内に招聘する商談会、ベトナム・ホーチミン市内の飲食店において道産食材を用いたメニューを提供するレストランフェアや百貨店等での道産品販売売場の設置、現地商談会を開催します。

ベトナムは約9300万人の人口を有し、経済成長率が6%を超える高成長を続けています。日本食レストランも年々増加しており、今後の輸出先として期待されています。

つきましては、下記のとおり参加企業を募集しますので、奮ってご参加ください。

※なお、輸出入規制などの条件に満たない場合には、参加いただけない場合があることを予めご了承ください。

実施概要

1、道内でのバイヤー招聘商談会

- 名称/ ベトナムバイヤー招聘商談会
- 主催/ 北海道・札幌市海外拠点連携協議会
- 日時/ 平成30年10月23日(火) 14:30~17:00<予定>
- 会場/ HOKKAIDO Village<飲食店レストラン> (札幌市中央区北3条西3丁目1-5 井門北3条ビル地下1階)
- 参加バイヤー/ ベトナムの百貨店・商社2社、外食2社<予定>
- 形式/ (1)事前にバイヤー&サプライヤー双方から商談希望先をヒアリングしマッチングを行う
(2)当日はバイヤーの紹介後、(1)の希望マッチング優先による試食商談(1社15分程度)を実施<予定>

※フィリピンバイヤー招聘商談会を同時開催する予定です。別途ご案内いたします。

2、現地商談会

- 名称/ 北海道産品商談会inホーチミン市
- 主催/ 北海道・札幌市海外拠点連携協議会
- 日程/ 平成31年1月18日(金)<予定>
- 会場/ GEMセンター(ベトナム・ホーチミン市内)<予定>
- 参加バイヤー/ 現地の百貨店、飲食店、卸売業者、商社など<予定>
- 形式/ オープン形式(試食などの提供は可能)

3、道産品販売

- 主催/ 北海道・札幌市海外拠点連携協議会
- 日程/ 平成31年1月19日(土)~3月19日(火)<予定>
- 会場/ (1)ホーチミン高島屋内「agataJapan.cafe YUKIMURA」(ベトナムホーチミン市内)
(2)ファハサ書店グエンフエ店(ベトナム・ホーチミン市内)
- 販売方法/ 現地販売員による委託販売(期間中売れた分[レジ通過分]卸価格をお支払いします。)
- 販売価格/ 委託販売先のマージンは現地販売価格の最低20%とします。売場により委託販売者が異なることから、現地販売価格については、国内希望小売価格を参考に委託事業者と別途相談の上、全ての売場で販売価格が統一できるよう決定します。
※現地での販売価格は、商品により国内小売価格の約1.4~3倍程度になります。
※買い求めやすい価格帯(内容量が少なくて安価など)をご検討ください
- 必要経費/ *ベトナムへ食品・化粧品を輸出するには現地政府の許可が必要となり、それに伴う経費が生じます。
新たにベトナム向けに輸出する商品は1商品23,000円ご負担いただきます。
*現地政府許可に係るサンプル品
*上記サンプル品及びフェア販売商品の国内指定場所までの運送費
*通関費・国内指定場所からの輸送費の半額

※売れ残り商品について:日本への返送はいたしません。

また、来場者アンケート調査や現地バイヤーへのサンプルとしても活用させていただきます。

4、レストランフェア

- 主催/ 北海道・札幌市海外拠点連携協議会
- 日程/ 平成31年1月19日(土)~3月19日(火)<予定>
- 会場/ ホーチミン市内飲食店
- 販売方法/ バイヤーによる買い取り
- 必要経費/ *ベトナムへ食品を輸出するには現地政府の許可が必要となり、それに伴う経費が生じます。
新たにベトナム向けに輸出する商品は1商品23,000円ご負担いただきます。
*現地政府許可に係るサンプル品
*上記サンプル品及びフェア販売商品の国内指定場所までの運送費

参加企業募集要項

- 参加資格/ 道内に本社を有し、北海道産の食品・化粧品・工芸品などを扱う企業
※複数の内容への参加も可能です。また、現地政府許可の期間を考慮し、輸出経験済商品の参加も可能です。
※レストランフェア及び道産品販売売場の商品輸送や通関手続きは、協議会指定の業者が行い、費用の半額を負担する予定です。
※レストランフェアでの使用及び道産品販売売場で販売する商品の量は、飲食店・委託販売先と調整となります。
※なお、以下に該当する商品は対象外です。
・ベトナムの輸入禁止品目、輸入規制のある品目
・特許権、意匠権、商標権などを侵害する恐れがあると判断されるもの
※申込書等の内容から、出品する商品を決定させていただきますが、対象商品であっても、店舗・飲食店側の判断により、出品をお断りさせていただく場合がありますので、予めご了解願います。
※輸出に係る手続きは、以下の業者が代行しますので、特別な資格や手続等は不要です。
・道産品販売売場の設置：starmark株式会社もしくは株式会社イークラフトマン（売場に応じて決定します。）
・レストランフェア：クール北海道株式会社
※必要な書類の準備、データの提供にご協力いただけることが条件です。（手続上、品目等によって追加書類の提出を求める場合があります。）
※道産品販売売場ででの販売には、「道産品輸出用シンボルマーク」の商品への貼り付け、表示に協力いただけることが条件です。

■参加費用/

【主催者にて負担するもの】

- ◎会場費
- ◎商談会通訳費
- ◎道産品販売売場・レストランフェア使用商品の国内指定場所から現地会場までの輸送費・通関費の半額
- ◎新たにベトナム向けに輸出する道産品販売売場・レストランフェア使用商品の現地政府許可にかかる費用の半額（1商品23,000円）
- ◎商談会ブース備品（テーブル、イス、その他必要と認められるもの）
- ◎商談会及び道産品販売売場・レストランフェアの装飾
- ◎広告宣伝費
- ◎道産品販売売場でPOPや商品価格のパナーなど
- ◎道産品販売売場現地販売員の手配 ほか

【参加者にてご負担いただくもの】

- ◎現地政府許可に係るサンプル品
- ◎現地政府許可に係るサンプル品及び道産品販売売場・レストランフェア使用商品の国内指定場所までの運送費
- ◎道産品販売売場商品の国内指定場所から現地会場までの輸送費・通関費の半額
- ◎新たにベトナム向けに輸出する道産品販売売場・レストランフェア使用商品の現地政府許可にかかる費用の半額（1商品23,000円）
- ◎商談会試食用備品（プラ容器、箸など）
- ◎渡航費・滞在費
- ◎その他個別使用備品 ほか

■申込締切/ 平成30年10月5日（金） 15:00必着

■申込方法/ 添付の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、下記申込先までFAXまたはEメールにてお申込みください。

■その他/ 天災、法令・規制の改正、通関・輸送上のトラブル、その他のやむを得ない事由により、販売を中止する場合があります。なお、それによって生じる出品者の損害等につきまして、協議会及び委託事業者ではその責任を負い兼ねますので、予めご了承ください。

*この参加企業募集要項は今後、協議会と協議会指定の事業者との調整により内容及び日程が変更される可能性があることを予めご了承ください。

お申込み・お問合せ先

北海道・札幌市海外拠点連携協議会
（北海道 経済部 経済企画局 国際経済室 経済交流グループ）
担当/ 岡部（おかべ）
電話： 011-204-5342
FAX： 011-232-8870
Eメール： keizai.kokukei@pref.hokkaido.lg.jp